別記様式第一号別紙四を次のように改める。

（別紙4）

経営計画

漁業者名　　会計年度（　月　日　～　月　日）　（単位：千円）

	2年前（　年度）	1年前（　年度）	直近期末（　年度）	3カ年平均	1年後（　年度）	2年後（　年度）	3年後（　年度）	4年後（　年度）	5年後（　年度）	合　計
①売上高										
うち水揚高										
②売上原価										
③売上総利益(①－②)										
④販売費及び一般管理費										
⑤営業利益(③－④)										
⑥営業外損益										
⑦経常利益(⑤＋⑥)										
⑧人件費										
⑨減価償却費										
⑩従業員数										
⑪付加生産額((⑤＋⑧＋⑨))										
⑫従業員一人当たりの付加生産額(⑪／⑩)										
⑬設備投資額										
⑭減価償却前利益((⑤＋⑨))										
⑮従業員一人当たりの減価償却前利益(⑭／⑩)										

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十六号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第十項の規定に基づき、漁港漁場整備法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

農林水産大臣　山本　有二

漁港漁場整備法施行規則の一部を改正する省令

漁港漁場整備法施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の六第二号ロ中「荷さばき所」の下に「並びに製氷、冷凍及び冷蔵施設」を加える。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○経済産業省令第三十一号

工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）を実施するため、工業用水道事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

工業用水道事業法施行規則の一部を改正する省令

工業用水道事業法施行規則（昭和三十三年通商産業省令第百十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項に次の一号を加える。

九　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第六項で規定する公共施設等運営事業（以下単に「公共施設等運営事業」という。）に係る申請の場合にあつては、同法第二十二条第一項で規定する公共施設等運営権実施契約に係る書類（以下「公共施設等運営権実施契約書」という。）の写

第三条に次の一項を加える。

5　公共施設等運営事業に係る申請の場合にあつては、前項第九号に掲げる書類において、第二項、第三項及び前項第一号から第八号に掲げる書類に記載される事項に相当する事項が定められている場合には、前項第九号に掲げる書類の添付をもつて、第二項、第三項及び前項第一号から第八号に掲げる書類の添付に代えることができる。

第四条第一項に次の一号を加える。

五　公共施設等運営事業に係る申請の場合にあつて、かつ、公共施設等運営権実施契約書の内容の変更を伴う場合にあつては、その変更に係る書類の写

第四条に次の一項を加える。

2　公共施設等運営事業に係る申請の場合にあつては、前項第五号に掲げる書類において、前項第一号から第四号に掲げる書類に記載される事項に相当する事項が定められている場合には、前項第五号に掲げる書類の添付をもつて、前項第一号から第四号に掲げる書類の添付に代えることができる。

第十条第一項に次の一号を加える。

三　公共施設等運営事業に係る供給規程の設定の届出の場合にあつては、公共施設等運営権実施契約書の写

第十条第二項中「、その届出または申請が料金の変更に係るものである場合にあつては、前項各号に掲げる」を「次の」に改め、同項に次の三号を加える。

一　料金の変更を伴う届出又は申請の場合にあつては、その変更に係る前項第一号及び第二号に掲げる書類

二　公共施設等運営事業に係る供給規程の変更の届出の場合にあつては、公共施設等運営権実施契約書の写

三　公共施設等運営事業に係る供給規程の変更の届出又は申請の場合にあつて、かつ、公共施設等運営権実施契約書の内容の変更を伴う場合にあつては、その変更に係る書類の写